



平成17年1月20日

各位

会社名 旭硝子株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 門松正宏  
(コード番号 5201 東証第1部)  
問合せ先 広報室長 川上真一  
(TEL. 03 - 3218 - 5509)

固定資産減損会計の早期適用及び  
有形固定資産の減価償却の見直しに関するお知らせ

当社は、平成17年1月20日開催の取締役会において、「固定資産の減損に係る会計基準」を平成16年12月期において早期適用すること、並びに有形固定資産の減価償却の見直しにより備忘価額まで償却を行うことを決議しましたので、お知らせします。

記

1. 固定資産の減損に係る会計基準の早期適用について

より適正な業績把握・開示のためには早期に減損会計を導入する必要があることから、当社は、最も早期に適用可能となる平成16年12月期決算から当会計基準を適用することとしました。

平成16年12月期における減損損失見込額(特別損失額)は次の通りです。

(単位:億円)

摘要	単 独	連 結
設 備	25	70
土 地	30	10
暖 簾	-	60
合 計	55	140

なお、上記の減損損失見込額(特別損失額)については、平成16年11月5日に発表した平成16年12月期の単独業績予想及び連結業績予想に織り込んでいます。

## 2．有形固定資産の減価償却の見直し

当社及び一部の連結子会社は、有形固定資産の減価償却について、取得価額の5%まで償却していましたが、今般、備忘価額（1円）まで償却することに変更しました。これは、有形固定資産の減価償却終了後の処分可能価額が概ねゼロに近く、処分費用が発生することを踏まえたものです。

今回の変更に伴い、平成16年12月期決算において、過年度分の臨時償却を行い、単独では約125億円、連結では約150億円の特別損失が発生する見込みです。

なお、上記特別損失額については、平成16年11月5日に発表した平成16年12月期の単独業績予想及び連結業績予想に織り込んでいます。

以上